

ふれあい物品貸出し要綱

制定 平成26年 2月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民団体の市民とのふれあい活動に資する公益財団法人平塚市まちづくり財団のまちづくり活動用物品（以下「ふれあい物品」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(ふれあい物品)

第2条 ふれあい物品として貸し出すものは、理事長が別に定める。

(貸出費用)

第3条 ふれあい物品の貸出しは、無料とする。ただし、ふれあい物品の運搬、貸出し期間中の保管及び維持管理に要する費用は、当該物品の貸出しを受けた者の負担とする。

(貸出期間)

第4条 ふれあい物品の貸出期間は、貸出しの日から5日以内とする。ただし、理事長が特に認めるときは、貸出期間を延長することができる。

(申込み)

第5条 ふれあい物品の貸出しを受けようとする者は、貸出しを受けようとする日の7日前までに、申込書を理事長に提出するものとする。

(承認)

第6条 理事長は、前条の申込みがあったときは、当該申込みの内容を審査し、貸出しが適当と認める場合は、貸出票を交付するものとする。

(又貸し等の禁止)

第7条 ふれあい物品の貸出しを受けた者は、当該物品を又貸し、又は第5条に規定する申込みをしたときの使用目的以外に使用してはならない。

(貸出しの取消し)

第8条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するとき、ふれあい物品の貸出しを取り消すことができる。

- (1) ふれあい物品の管理又は使用の方法が不相当と認めるとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) その他理事長がふれあい物品の貸出しをすることが不相当と認めるとき。

(返却)

第9条 ふれあい物品の貸出しを受けた者は、当該物品を返却するときは、当該物品の貸出しを受けたときの状態にして、理事長が指定する場所に返却するものとする。

(実績報告)

第10条 ふれあい物品の貸出しを受けた者は、当該物品を返却した日から7日を経過する日までに、実績報告書を理事長に提出するものとする。

(事故報告)

第11条 ふれあい物品の貸出しを受けた者は、当該物品を破損又は忘失(以下「破損等」という。)したときは、事故報告書を理事長に提出し、その指示に従わなければならない。

(原状回復又は損害賠償)

第12条 ふれあい物品の貸出しを受けた者は、当該ふれあい物品を破損等したときは、修理等により原状回復又は損害賠償をするものとする。ただし、理事長がやむを得ない事由によるものと認めるときは、この限りでない。

(申込書等)

第13条 この要綱の施行上必要な申込書等の様式は、別に定める。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、ふれあい物品の貸出しについて必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。